

## 1. 意見書の提出総数

1 件

## 2. 提出された意見の概要とそれに対する認定庁の見解

近畿地方整備局 建政部

◇公益性の判断に直接関係があると認められる意見

意見書の意見	意見書に対する見解
<p>新たな幹線道路が開通すれば、飛躍的に車の交通量がふえることが予想される。それにともない騒音・粉塵の被害が予想され、騒音緩衝のための空き地が失われる。</p>	<p>本件事業は、環境影響評価法及び和歌山県環境影響評価条例による環境影響評価を行う義務のない事業ですが、起業者独自による環境影響予測評価からは、騒音予測評価、大気質予測評価ともに、環境基準内との結果が得られております。また、本件事業により、交通混雑の解消と歩行者等の安全かつ円滑な通行が確保されるため、本件事業の区間における生活環境への影響を考慮しても、なお高い公益性を有すると判断しました。</p>
<p>2.50cmの幅員を持つ歩道設置計画の是非</p>	<p>意見書における指摘箇所は、路上施設として0.5m、歩道として2.0mが計画されていますが、いずれも道路構造の技術的基準を定める道路構造令の基準に合致しており、妥当な計画であると判断しました。</p>
<p>以上の観点より、用地買収の範囲の縮小と防音壁の設置を要望する。</p>	<p>本件事業は、交通混雑の解消と歩行者等の安全かつ円滑な通行が確保されるという高い公益性が認められ、事業計画も道路構造令等の基準に合致しているため、妥当であると判断しました。 なお、防音壁の設置の有無については、騒音の状況を踏まえ、起業者が判断すべき事項であると考えられます。</p>

◇公益性の判断に無関係であると認められる意見

意見書の意見	意見書に対する見解
土地の面積がせまくなり思ったとおりの家が建てられない。	当該指摘は、収用に伴う補償に関する意見と考えられ、公益性の判断に無関係であると認められます。